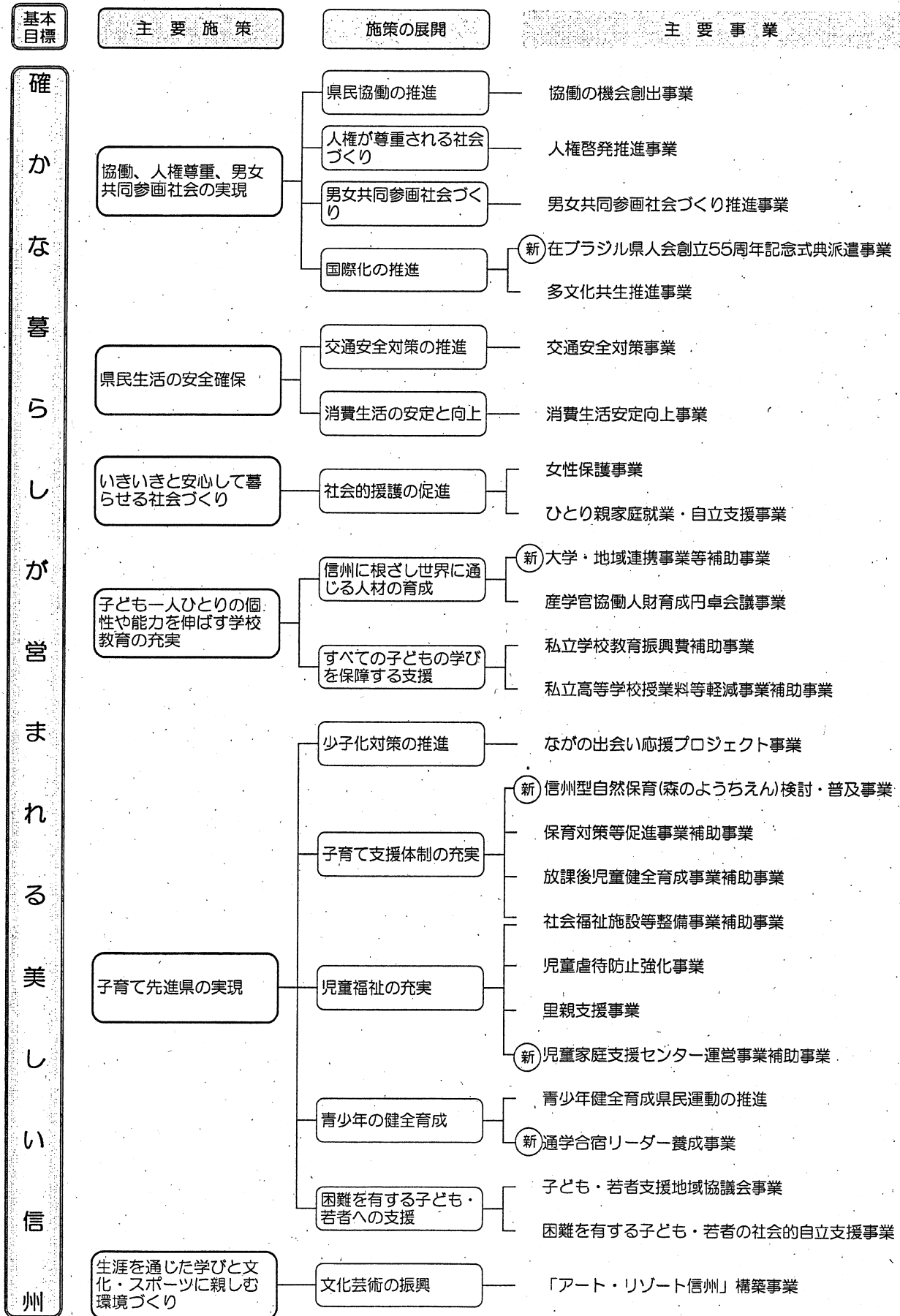


平成26年度 県民文化部施策体系



長野県の結婚支援事業について

【ながの出会い応援プロジェクト事業】

県民文化部 次世代サポート課

県では、未婚者の増加が少子化の主な要因であるとの認識のもと、これまで個人の問題としてきた結婚を社会全体の問題として捉え、結婚を希望する方々を支援しています。

1 「婚活サポーター」事業

婚活を支援する個人・団体を「婚活サポーター」として登録し、出会いの機会を拡大するなど若者の結婚を支援する。

市町村が行う結婚相談事業との連携促進

■しあわせ信州婚活サポーター【個人】 [3/31現在:174人 H26目標:300人]

未婚者に対し、出会いの機会の拡大や婚活に関する情報提供等を行うボランティア

■しあわせ信州婚活応援団【団体】 [3/31現在: 50団体 H26目標:100人]

未婚者に対し、「出会いの場」となる交流イベント等を企画・実施する企業・団体等

[事業内容] ①サポーターの募集・認定

②サポーター講習会[個人情報保護等の理解や事例研究を通じた仲介力の向上]

③サポーター交流会[サポーター同士の情報交換や意見交換]

新 2 「婚活コーディネーター」の設置

「婚活サポーター」活動を活性化させるとともに、「ながの結婚マッチングシステム」の利用団体（市町村等）と女性登録者の拡大を図るため、「婚活コーディネーター」（1名）を企画課に設置する。

①婚活サポーターの拡大（広報啓発）

②婚活サポーターの活動支援（講習会、交流会の企画運営、日々の活動への助言等）

③マッチングシステムの登録者拡大（市町村等に対するシステム利用の依頼）

④出会い応援ポータルサイトの運営（婚活情報の収集・発信。市町村が行う結婚支援情報の掲載）

⑤結婚支援事業の成果把握

3 「婚活セミナー」事業

結婚活動（婚活）を支援し、具体的な出会いや成婚に繋げるための様々な講座、交流会を開催。

市町村が行う出会いイベントとの連携。

[H25実績: 14講座カップル成立 37組（成立率4割）]

■県内4地域で計16講座のセミナー、交流会を開催

新 4 「ながの結婚マッチングシステム」活用推進事業

広域的な出会いの機会を拡大するため、県と長野商工会議所が運営する「ながの結婚マッチングシステム」の機能向上を図るとともにシステムの活用を普及するための推進員を設置。

システム利用団体の拡大等により、登録者の増加を図る。

■「マッチングシステム」の機能向上（ハード面） [登録者4/1現在:266人 H26目標:600人]

①自宅等での簡易検索、簡易登録機能

②タブレット型端末、スマートフォン対応

③セキュリティ機能の強化 など

■「マッチングシステム」の普及推進等（ソフト面）

①普及推進員の設置と企業訪問（500社）による登録者増加

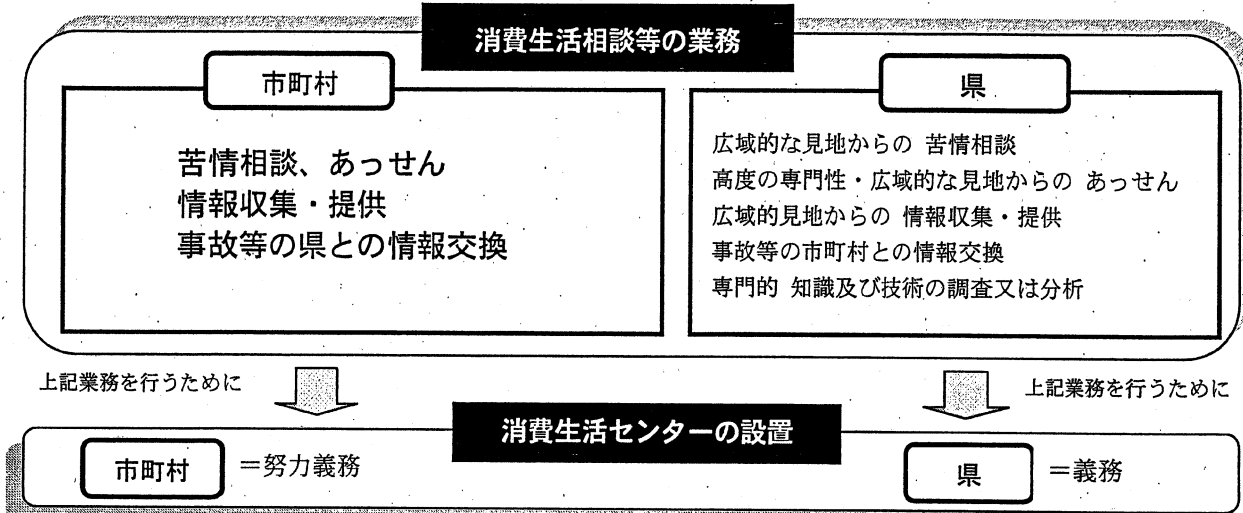
②県、市町村の実施する結婚支援事業等の紹介

市町村における消費生活センターの設置について

— 住民に最も身近な消費生活相談体制の充実に向けて —

県民文化部消費生活室

1 消費者基本法第19条及び消費者安全法第8条による消費生活相談等の業務



2 市町村の消費生活相談の現状

(1) 相談体制

区分	相談員の配置	「消費生活センター」設置市	人口カバー率
平成20年度	10市・1町	1市 [長野]	—
平成21年度	11市・1町	1市	
平成22年度	14市・2町	4市 [新規：松本 千曲 大町]	
平成23年度	15市・3町	8市 [新規：茅野 伊那 小諸 安曇野]	
平成24年度	16市・3町	8市	
平成25年度	16市・3町	9市 [新規：佐久]	45.7%
平成26年度 (4/1 現在)	(調査中)	11市 [新規：塩尻 飯山] 4/1 現在	50.4%
			全国 (H24.3 末) 81.4%

(2) 相談分担率 (市町村・県)

区分		平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度	
		市町村	県センター	市町村	県センター	市町村	県センター	市町村	県センター
市	件数	4,912	7,948	4,274	8,604	3,717	8,820	3,739	10,687
	分担率	38.2%	61.8%	33.2%	66.8%	29.6%	70.4%	25.9%	74.1%
町村	件数	251	1,941	232	1,979	178	1,842	227	2,225
	分担率	11.5%	88.5%	10.5%	89.5%	8.8%	91.2%	9.3%	90.7%
全県	件数	5,163	10,330	4,506	11,063	3,895	11,170	3,966	13,475
	分担率	33.3%	66.7%	28.9%	71.1%	25.9%	74.1%	22.7%	77.3%

全国平均 (H24) 66.3%

3 県の市町村支援策

- 財政支援・・・基金を活用した消費者行政活性化事業補助金
- 技術的支援・・・市町村消費生活相談支援員や県消費生活相談員による助言、市町村の相談員・消費者行政担当者に対する研修の実施 など

4 消費生活センターの設置要件

消費者安全法 10 条、同施行令 6 条及び 7 条及び同施行規則 7 条により、消費生活センターとしての要件は、次のとおり

- (1) 専門的な知識・経験（消費生活アドバイザー等の 3 資格又は同等以上）を有する相談員の配置
- (2) 適切な電子情報処理組織等の設備（PIO-NET）の配備
- (3) 週 4 日以上での相談・あっせん業務の実施

5 広域連携による消費生活センター設置の方式

形態	内容	メリット等
中心市集約方式	事務協定により、中心自治体が協定参加自治体住民全体の相談に対応する方式	<ul style="list-style-type: none">・ 単独では相談員の配置や消費生活センターの設置が困難な小規模な市町村の住民も、比較的身近に専門の相談員による相談を受けることができる。・ 中心市にとっても、事務経費の負担軽減となる。
事務組合方式	広域連合や一部事務組合を活用し、消費者行政を共同実施する方式	<ul style="list-style-type: none">・ 単独では相談員の配置や消費生活センターの設置が困難な小規模な市町村の住民も、比較的身近に専門の相談員による相談を受けることができる。・ 特別地方公共団体を設立することで、該当するエリア全体を一つの行政組織にして対応することが可能となる。
相互乗り入れ方式	事務協定により、それぞれの住民が互いの相談窓口を利用することができる方式	<ul style="list-style-type: none">・ より小規模な市町村の住民は、相談窓口が開いていない日は、もう一方の地方公共団体の窓口を利用することができる。・ もう一方の地方公共団体の窓口を利用することにより、顔見知り等、在住する市町村の窓口での相談が、はばかれる住民にとっても、比較的身近なところで、相談を受けることができる。・ 相談窓口が複数存在することになる。

消費者被害防止高齢者見守りネットワーク構築事業について

県民文化部消費生活室

1 背景・目的

高齢社会、核家族化が進行する中で、消費生活相談における高齢者（60歳以上）が契約当事者として占める割合は、年々増加する傾向にあり、平成25年度は12月末現在で42.8%になっている。また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の平成25年の認知件数195件のうち、60歳以上の被害者の割合は83.1%と大部分を占め、高齢者に対する特殊詐欺・消費者被害防止対策が喫緊の課題となっている。

そこで、地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、防犯協会等既存の組織が協力して「高齢者見守りネットワーク」を構築し、地域全体で高齢者の見守り・啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止を図るとともに、早期発見並びに被害発生時における関係機関等の迅速かつ円滑な対処へとつなげることを目的とする。

2 事業の概要

地域で見守り活動を行っている既存の組織が協力して「高齢者見守りネットワーク」を構築し、地域全体で高齢者の見守り・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止及び早期発見並びに被害発生時における適切な相談窓口への誘導を図る。

(1) ネットワークの構成員

市町村（消費生活センター）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員、自治会、防犯協会、消費者団体、介護サービス事業者、NPO法人等地域の実情に応じて構成

(2) ネットワーク構成員の取り組み

- ① 高齢者の見守り活動及び被害防止に関する啓発活動
- ② 消費者被害又は被害の恐れを確認した場合の関係機関への通報・相談
- ③ 消費生活サポーターへの登録
- ④ 市町村等が実施する出前講座への出席
- ⑤ 県が実施する見守り研修会への参加
- ⑥ 構成員相互の情報交換及び連携
- ⑦ 地域住民への見守り意識の普及

(3) 消費者被害防止連絡協議会の設置

市町村が中心となり、必要に応じ関係機関で構成する連絡協議会を設置し、ネットワーク構成員の活動を支援するとともに連携の強化を図る。

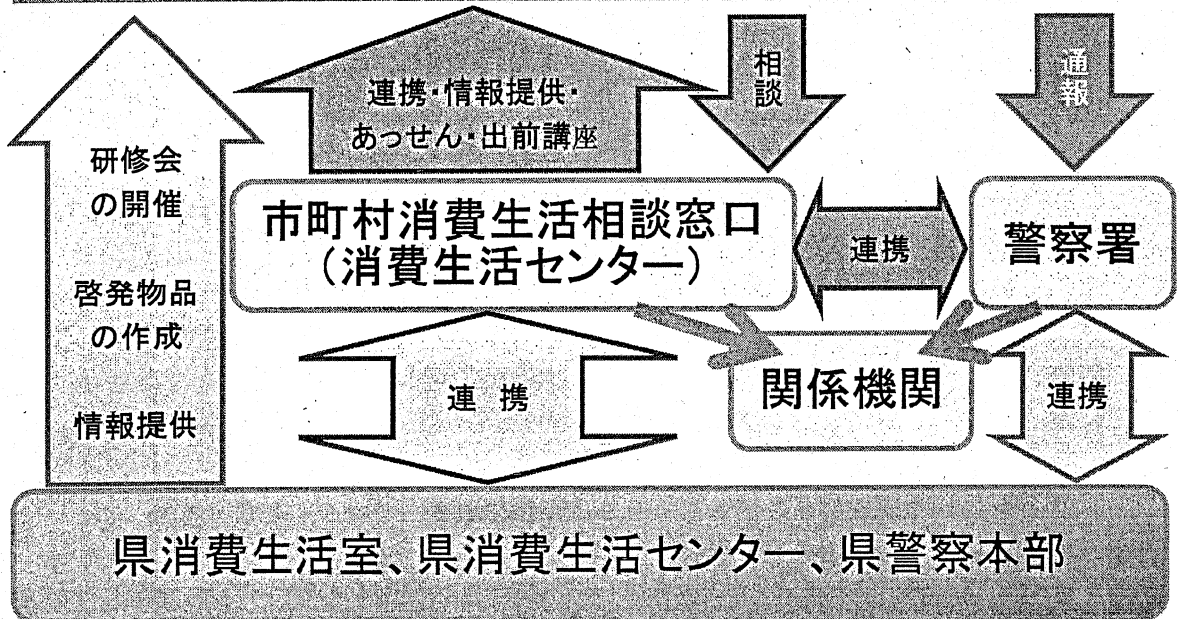
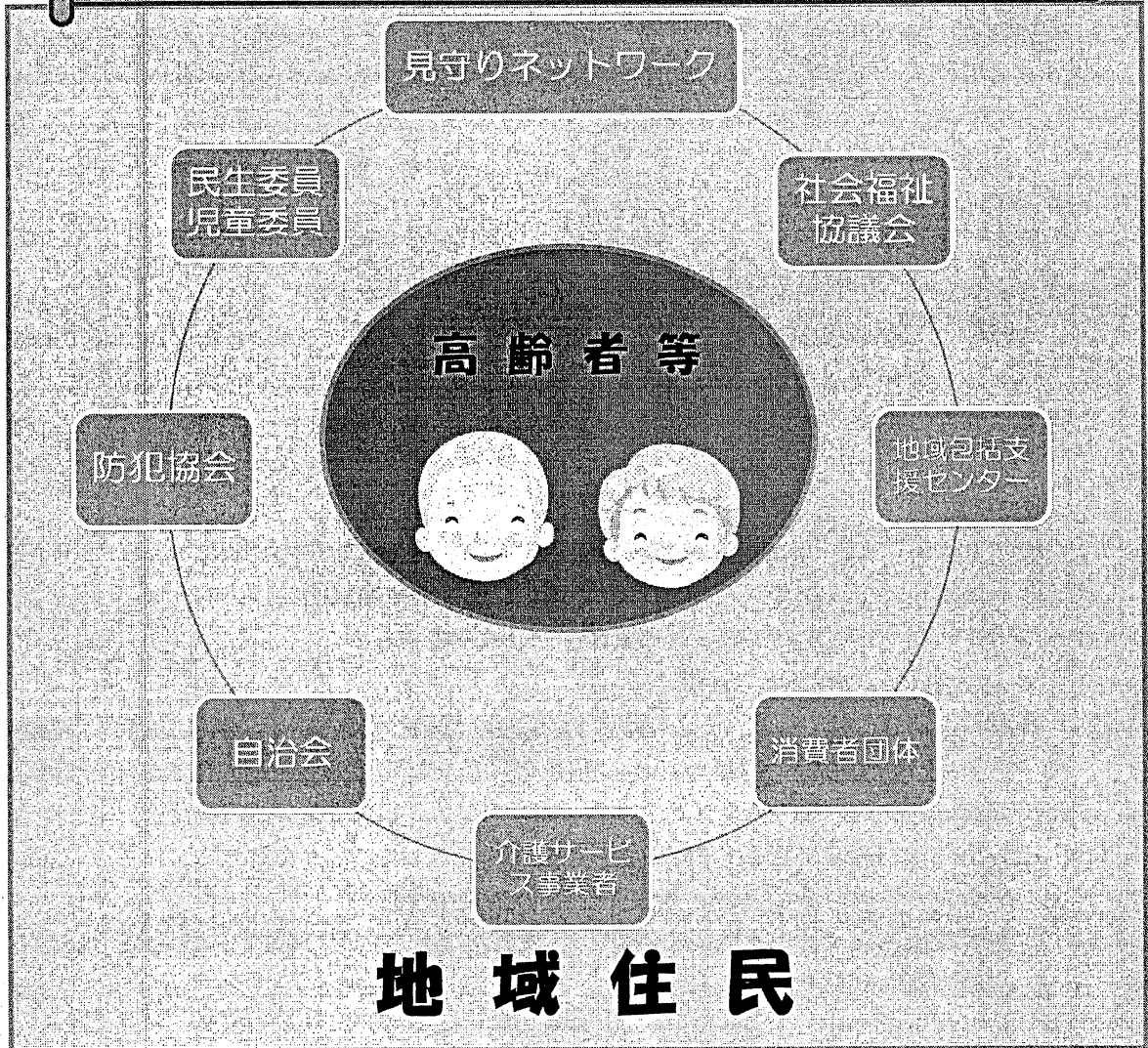
3 県の取組み

ネットワーク設立に向けた助言や参加団体上部組織への要請のほか、次の事業を実施する。

- (1) ネットワーク構築意識醸成のための消費者フォーラムの開催（5月31日）
- (2) ネットワーク構成員等を対象とした見守り研修会の開催
- (3) ネットワーク構成員への情報提供及び啓発用印刷物・グッズの作成・配布
- (4) 事業実施状況の発表の場の提供

消費者被害防止高齢者見守りネットワークイメージ図

地域全体で高齢者を見守り、隅々に情報が届き、被害の未然防止への迅速な対応ができる体制(見守り・気づき・つなぐ)を構築



「信州あいさつ運動」の実施について

県民文化部次世代サポート課

1 「信州あいさつ運動」とは

大人が子どもにあいさつをすることで、子どもを元気づけ、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動です。

あいさつは、コミュニケーションの基本の基ですが、家庭や地域で大人があいさつをしなくなり、いつしか子ども達もあいさつをしなくなりました。

○第一段階

まずは、大人が子ども達へあいさつをしましょう。

あいさつを通して、子どもへ「一人じゃないよ。みんなあなたのことを大切に思っているよ」というメッセージを伝え、子ども達を元気づけます。

あいさつを続けることで、きっと子ども達からも笑顔とあいさつが返ってきます。

○第二段階

次に、地域でお互いにあいさつをしましょう。

最初は抵抗感があっても、大人同士もあいさつをすることで、みんながつながり、気持ちの良い一日を過ごすことができます。

○ゴール

大人も子どももお互いにあいさつすることで、信州で暮らす人にとっても、訪れる人にとっても、信州が元気で、さわやかな気持ちの良い地域になります。

私たちは、そうした信州で、次世代を担う子どもの育ちを応援したいと考えます。

2 取り組みの考え方

・まずは、大人から子どもへあいさつをします。

・「できる地域で、できる人で、できるやり方で」あいさつ運動を息の長い県民運動として広げていきます。

3 主 催

長野県青少年育成県民会議、長野県、長野県教育委員会、長野県警察本部

4 後 援

長野県市長会、長野県町村会、長野県PTA連合会、長野県高等学校PTA連合会、(一社)長野県連合婦人会、長野県子ども会育成連絡協議会、(一社)長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、(一社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、日本労働組合連合会長長野県連合会、信濃毎日新聞社、日本経済新聞社長野支局、読売新聞長野支局、毎日新聞長野支局、朝日新聞長野総局、産経新聞社長野支局、時事通信社長野支局、株式会社長野日報社、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、TSBテレビ信州、長野朝日放送、市民タイムス、FM長野

5 具体的展開方法

(1) 街頭キャンペーン活動等

著名人、県内プロスポーツ団体、ご当地ゆるキャラ等に「あいさつサポーター」として、運動を応援していただき、地域の皆さんとともに登下校時の学校の前や主要駅前等で啓発活動

(2) ホームページの開設

- ・賛助団体の募集と県内各地の「あいさつ運動」の実践事例を紹介
- ・「あいさつちょっといい話」募集
- ・県内各地のあいさつ運動のネットワーク化

(3) チラシの作成・配布

チラシ40万部作成し、学校をとおして全小中高生（家庭：26万部）へ配布し、市町村、企業、関係機関、賛助団体等へ配布

(4) その他

毎月のあいさつの日の設定、鉄道駅等へ子ども達へのあいさつを依頼、新聞、テレビ、ラジオでの広報・PR、あいさつサポーター等と高校生の車座集会開催 等

6 キックオフイベントについて

長野県青少年育成県民会議本部主催の下記のイベントのほか、地方部(10広域)や賛同団体等で街頭啓発等を実施する予定であり、全県をあげてスタートします。

(1) 日 時 平成26年4月21日(月) 午前7時30分～午前8時

(2) 場 所 長野市立南部小学校(長野市鶴賀550-1)

(3) 参加者 阿部知事、青少年育成県民会議及び賛同団体関係者
「あいさつサポーター」(参加予定)

武田徹さん、小平奈緒さん、こてつ(信州観光宣伝部長)、アルクマ、ライポくん

(4) 内 容

ア スタート式

- ・あいさつサポーターへのタスキ交付
- ・知事、あいさつサポーターのあいさつ

イ あいさつ活動(登校する児童にあいさつ)